



ものつくり大学

2026 年度留学生

ハンドブック



ものつくり大学 学生課 学生支援・国際交流係

361-0038 埼玉県行田市前谷 333 番地

目次

I	はじめに：人生を変えるプラットフォームへようこそ	5
1	私たちの約束：あなたを「高度人材」へ	5
01	大学のサポート.....	5
02	永住権への近道.....	5
03	家族との幸せ.....	5
2	学科別：あなたが手に入れる「武器」	5
01	情報メカトロニクス学科.....	5
02	建設学科.....	5
3	このハンドブックの使い方：夢を叶えるための第 1 歩	5
II	大事な情報の受け取り方	6
1	連絡に使うツール	6
01	ものづくり大学公式 LINE (留学生専用).....	6
02	留学生 Google Classroom.....	6
03	Gmail.....	6
04	掲示板.....	6
05	その他.....	6
2	ものづくり大学公式 留学生広報チーム (SNS)	6
01	何をしていますか?.....	7
02	SNS をチェック!.....	7
03	メンバー募集.....	7
III	毎月のルール：在籍確認	7
1	在籍確認のやり方	7
01	Google Form.....	7
02	学生課窓口での対面在籍確認.....	7
IV	在留資格の手続き	7
1	在留期間更新許可申請	7
01	大学による申請取次.....	8
02	大学の申請取次を利用できない人.....	8
03	自分で申請する場合 (オンライン、または入管の窓口).....	10
2	在留資格を変える (変更)：卒業・修了後の進路	10
01	誰が手続きをしますか?【重要】.....	10
02	進路ごとの手続き.....	10
03	スケジュール (2026 年 3 月卒業予定者の例).....	11
04	大学への報告義務.....	11
05	注意：卒業後の在留資格「留学」とアルバイト.....	11
3	卒業後のキャリアパス：人生を変えるプラットフォーム	12
01	「高度専門職」を目指すメリット.....	12

02	学科別：高度専門職ポイントを稼ぐための目標資格	12
03	成功への3つのアクション	13
04	大学からのメッセージ	13
4	アルバイト(資格外活動)のルール	13
01	始める前の絶対ルール	13
02	時間の制限【厳守】	14
03	やってはいけない仕事(禁止事項)	14
04	働きすぎ(オーバーワーク)のリスク	14
V	お金のこと：学費と奨学金	14
I	大学に払うお金(学生納付金の納入)	14
01	学生納付金：学納金	15
02	納入期限	15
03	支払いの方法と相談	15
04	【重要】未納のリスク	16
VI	奨学金	16
01	奨学金に応募する前の心構え	16
02	大学推薦の選考基準	16
03	教員推薦書の頼み方	17
04	併用ルールの確認と将来の計画	18
05	奨学金情報の探し方	19
06	先輩たちの受給実績	20
VII	大学のサポート	20
I	大学のサポート	20
01	業務時間	20
02	相談窓口一覧(皆さんがよく利用するところ)	21
2	先輩のサポート：メンターとチューター	22
01	ダブルメンター(留学生の先輩によるサポート)【全員・必須】	22
02	チューター(学習や通訳のサポート)【必要なときだけ】	23
03	だれに相談すればいいか迷ったとき	23
3	進路の相談	24
01	キャリアカウンセリング	24
02	就職活動支援講座	24
4	心の相談	24
01	心の相談室「ふれあいルーム」	24
5	留学生コミュニティースペース	25
01	場所	25
02	使い方	25
03	ルール	25
6	日本語の学習サポート	25

01	留学生日本語Ⅰ [1年生・1Q]	25
02	留学生日本語Ⅱ [2年生・3Q]	25
03	留学生日本語能力演習 [1年生・4Q]	26
04	アドバイス	26
7	夢をかなえるロードマップ:資格	26
01	全学科共通:最優先の必須目標	26
02	情報メカトロニクス学科:デジタル技術者への道	26
03	建設学科:現場マネージャーへの道	26
04	資格に関する詳細情報	27
05	注意事項	27
8	スキルのデジタル証明:オープンバッジ(エア勲章 / Digital Medal)	27
01	オープンバッジとは?(What is a Digital Medal?)	27
02	留学生にとってのメリット	28
03	どんな活動で「勲章」がもらえますか?〈予定〉	28
04	将来のロードマップ:	28
VIII	日本での生活	28
1	役所ですること	28
01	住所変更	28
02	マイナンバー制度	29
03	マイナ保険証を使いましょう	29
04	印鑑登録	30
05	住民票の取り方	30
2	保険と年金	31
01	国民健康保険	31
02	国民年金	31
03	税金:所得税・住民税	31
04	お金を払った後の大切なルール	32
3	税金とアルバイト	33
01	アルバイトのルール(許可と時間)	33
02	アルバイトにかかる税金	33
03	「働きすぎ」がダメな理由	34
04	やってはいけない仕事	34
05	お金を払った後の大切なルール:領収書の保管と報告	35
4	一時帰国・海外へ行くとき	35
01	届出の方法	36
02	申請に必要なもの	36
03	注意点	36
IX	生活のルールとマナー	36
1	【重要】自転車のマナーと罰則(2026年4月1日改正法対応)	36
01	2026年4月1日より、改正道路交通法が施行	36

02	基本ルールの徹底	37
2	自動車・バイクの運転に関する注意事項	37
01	有効な免許証の保持	37
02	任意保険への加入(必須)	37
03	飲酒運転の絶対禁止	38
04	学内への入構と駐輪・駐車	38
3	交通事故が発生した際の対応(緊急事態への対応)	38
01	直ちに警察(110番)へ通報する	38
02	負傷者の救護と安全確保	38
03	相手方の情報の確認	38
04	大学への速やかな報告	38
4	ゴミの出し方と近隣マナー	39
5	SNSの使い方とトラブル防止	39
X	おわりに:主人公はあなたです	40
1	迷ったときの「3つの約束」	40
01	「自分の未来」をあきらめない。	40
02	「大学からのメッセージ」を逃さない。	40
03	「一人」で悩まない。	40
2	緊急連絡先	40
3	このハンドブックのアップデートについて	40
01	最新版の確認	40
02	皆さんの声を聞かせてください	41

I はじめに：人生を変えるプラットフォームへようこそ

ものづくり大学へようこそ！

皆さんは、なぜこの大学を選びましたか？

本学は、単に技術を学ぶだけの場所ではありません。

皆さんが**日本で成功し、「人生を変えるためのプラットフォーム」**です。

1 私たちの約束：あなたを「高度人材」へ

日本には今、多くの外国人が働きに来ています。

しかし、皆さんは「ただの労働者」ではありません。

本学の卒業生は、「**現場の心がわかり、かつ高度な知識を持つマネージャー（リーダー）**」として、日本のトップ企業から期待されています。

01 大学のサポート

大学は、皆さんが卒業したあと、最短で「高度専門職」というエリートの在留資格を取ることを全力でサポートします。

02 永住権への近道

普通は10年かかる永住許可が、最短1~3年でもらえる可能性があります。

03 家族との幸せ

自分の両親を日本に呼んだり、家族と安心して暮らしたりできるステータスを目指せます。

2 学科別：あなたが手に入れる「武器」

このプラットフォームを使いこなすために、在学中に以下の目標を達成しましょう。

01 情報メカトロニクス学科

「ITパスポート」や「機械設計技術者」などの国家資格を取り、AIやロボットを使いこなして製造業をリードする技術者を目指します。

02 建設学科

「技士補」や「建築士」の受験資格を取り、日本の高い建築技術を支え、現場を動かすマネージャーを目指します。

3 このハンドブックの使い方：夢を叶えるための第1歩

「人生を変える」ためには、まずは**日本のルールを守り、大学からの大切な情報を逃さない**ことが何よりも大切です。

在留資格のトラブルや、学費の未納、アルバイトのやり過ぎをしてしまうと、せっかくの素晴らしい未来がすべて消えてしまいます。

このハンドブックには、皆さんが「高度人材」として日本で輝き続けるための大切なルールが書かれています。毎日確認して、一歩ずつ理想の未来へ進んでいきましょう。

II 大事な情報の受け取り方

「人生を変えるプラットフォーム」を使いこなすための最初のアクションは、連絡をチェックすることです。

大学からの連絡はとても大切です。

在留資格や奨学金、授業の予定など、大切なニュースを伝えます。

連絡を見逃すと、あなたが困ることになります。

毎日必ずチェックしてください。

I 連絡に使うツール

大学は、主に4つの方法で留学生に連絡します。

01 ものづくり大学公式 LINE (留学生専用)

- 一番早く、大切な情報を送ります。
- 個人的な相談もOKです。
- **アクション:** まだ登録していない人は、すぐに登録してください。

02 留学生 Google Classroom

- 月次在籍確認、在留資格関係、履修関係のお知らせ、奨学金情報、オリエンテーション・ガイダンス情報など大切な情報を載せます。
- ここにすべての重要な情報が集まっています。
- **アクション:** 毎日1回、必ず開いて見てください。

03 Gmail

- 先生(授業担任・HR担任など)や事務局からの大切な連絡が届きます。
- たくさんメールが届きますから、1日に何回もチェックしてください。
- スマホでいつでも見られるように設定してください。

04 掲示板

- 学科棟、中央棟などの掲示板に、連絡事項を貼ります。
- 掲示板限定のお知らせがあります。
- 大学に来たら、掲示板を見る癖をつけてください。

05 その他

2 ものづくり大学公式 留学生広報チーム(SNS)

「留学生の、留学生による、未来の留学生のためのチーム」です。

大学公認の留学生スタッフが、留学生のリアルな生活を SNS で発信しています。

01 何をしていますか？

- 大学での勉強やイベント、日本での生活について、写真や動画で紹介しています。
- 母国の家族や、これから日本に来る後輩や日本語学校の学生たちに、今の大学の様子を伝えます。

02 SNS をチェック！

- Facebook などで発信しています。
- 「ものづくり大学 留学生広報チーム」をフォローして、活動を応援してください！

03 メンバー募集

- 「自分も発信してみたい!」という人は、学生課へ相談に来てください。

III 毎月のルール：在籍確認

留学生は、毎月 1 回、大学に「私は今、日本にいて、しっかり勉強しています」という報告をする義務があります。

これは、入管（出入国在留管理局）に報告する大切な手続きです。

I 在籍確認のやり方

原則として、毎月 1 日から 10 日の間に、次の 2 つを両方やってください。
長期休業中やインターンシップ履修中などの場合は、期間を変更することがあります。

01 Google Form

- 毎月 1 日午前 0 時に、留学生 Google Classroom に Google Form をアップロードします。
- 留学生 Google Classroom のリンクから、今の状況を回答してください。
- Google Form へのログインは、必ず大学の Gmail でログインしてください。
- 個人の Google アカウントではログインできません。承認リクエストをしても却下します。

02 学生課窓口での対面在籍確認

- 学生課のカウンターへ行って、学生課職員と対面在籍確認をしてください。
- 持参するものは、在留カード・パスポート・保険証（マイナポータル）です。

IV 在留資格の手続き

I 在留期間更新許可申請

日本に住み続けるためには、在留資格の期間を延ばす「更新」の手続きが必ず必要です。

申請には、大学の取次申請を利用する方法と、自分自身で入管の窓口で申請する方法の2つがあります。

01 大学による申請取次

大学が皆さんに代わって、入管のオンラインシステムを利用して申請します。

(1) メリット

- 本学は入管から「適正校クラスⅠ」に認定されています。
- 大学を通して申請する方が、審査がスムーズに進む可能性が高いです。
- オンライン申請なので、非常にスピーディーです。
- 自分で入管の窓口へ行く必要がありません。

(2) 大学の申請取次の流れ

大学の申請取次を利用する人は、以下のステップを順番に進めてください。
計画的な準備が、スムーズな更新の鍵となります。

① ステップ1:更新のお知らせを受け取る時期

- 在留期限の3か月前を目安に、大学から公式 LINE で通知が届きます。
- メッセージを受け取ったら、大学の申請取次を「希望する」か「希望しない」か、すぐに LINE で返信してください。

② ステップ2:事前調査に回答する内容

- Google Form で、取次申請ができるかどうかの資格要件を確認します。
- この調査の結果、条件を満たしている人だけが次のステップに進めます。

③ ステップ3: Excel フォームの作成

- 提出事前調査で OK が出たら、LINE で4つの Excel ファイルが送られてきます。
- 期限までにすべて入力して返信してください。
- Excel ファイルの種類:履歴書、在留期間更新許可申請書、別紙(各種確認書)、資格外活動許可申請書。

④ ステップ4:証明書(原本)の提出と写真データの送信

- 証明書: 大学ホームページから「在学証明書」と「成績証明書」を申請し、PDF データで学生課に提出してください。
- 写真: スマホ等で撮影した顔写真データ(.jpg)を LINE で送信してください。

⑤ ステップ5:大学による申請と「受理通知」の保管

- すべてのデータが揃ったら、大学がオンラインシステムで申請を行います。
- 申請後、メールで届く「申請受付完了通知(受理証明書)」は、新しいカードを受け取るまで大切に保管してください。

⑥ ステップ6:新しい在留カードの受け取り

- 申請許可のメールが届いたら、2週間以内に所轄の入管へ行き、新しい在留カードを受け取ってください。
- 持っていくもの: 許可メール、現在の在留カード、パスポート、5,500円分の収入印紙を貼付した手数料納付書(入管指定様式)。



02 大学の申請取次を利用できない人

ものつくり大学は、入管から「適正校クラス I（もっとも信頼されている学校）」として認められています。

この信頼を守り、皆さんの「申請の不許可」を防ぐため、審査に通らない可能性がある学生については、大学による取次申請は一切行いません。

以下の項目に一つでも当てはまる人は、自分で入管へ行って申請してください。

-
- (1) 成績不良者
- 修得単位が極めて少ない場合。
 - GPA が極めて低い場合。
 - 勉強をしていないと判断されるため、更新は非常に難しくなります。
-
- (2) 修業年限で卒業できない人
- 学部は 4 年間・大学院は 2 年間で卒業できないことが確定している場合。
 - 特別な理由（病気など）がない限り、入管の審査は厳しくなります。
-
- (3) 素行不良
- 大学の規程により懲戒処分を受けた人
 - 日本の法律に違反した人
-
- (4) 月次在籍確認を怠った人
- 毎月の報告をしなかったり、遅れたりする人。
 - 大学として「日本で正しく生活している」と保証することができません。
 - 在留資格「留学」の活動内容を確認することができません。
-
- (5) 学生納付金などの未納
- 大学へ払うべきお金を期限までに払っていない場合。
 - その他、寮費の未納などもこれに該当します。
-
- (6) 出席率が著しく低い人
- 授業にほとんど出ていない場合、在留資格の目的（勉強）を果たしていないと見なされます。
 - 通算でも、クォータごとでも、出席率が極めて低い実績があった場合は、これに該当します。
-
- (7) 資格外活動のルール違反
- 1 週間に 28 時間を超えて働いたことがある場合。
 - 禁止されている場所（パチンコ店、風俗営業など）で働いた事実または疑いがある場合。
 - 大学に報告している資格外活動の内容と異なることが判明した場合。
-
- (8) 虚偽（うそ）の報告をした人
- 大学への書類や事前調査で、嘘の内容を書いた場合。
 - 面談やヒアリングの時に、嘘をついた場合。
-
- (9) 注意

- 上記に当てはまる場合、自分で入管へ申請しても「不許可」になる可能性が非常に高いです。まずはすぐに学生課へ相談に来てください。

03 自分で申請する場合（オンライン、または入管の窓口）

- ① 自分ですべての書類を準備して申請します。
- ② 注意点：自分でやる場合は、以下のことを自分で行う「覚悟」が必要です。
 - 入管からの質問への対応：入管から「もっと書類を出してください」というハガキや封筒が届くことがあります。
 - 期限の厳守：追加の書類は、通常 2 週間以内に出さなければなりません。
 - 郵便のチェック：自分宛の郵便物を毎日必ず確認し、入管からの連絡を見逃さないようにしなければなりません。これは非常に難易度が高いです。
- ③ 結論
 - 特別な理由がない限り、大学の「申請取次」を利用することを強く勧めます。

2 在留資格を変える(変更)：卒業・修了後の進路

卒業や修了が決まった後の手続きは、これまでの「期間更新」とはルールが大きく異なります。

01 誰が手続きをしますか？【重要】

(1) 自己責任(じこせきにん)での申請

- これまでは大学が皆さんに代わって手続き(申請取次)をしていましたが、卒業後の手続きは、自分自身、または新しい所属機関(就職先の会社など)が行わなければなりません。

(2) 大学のサポート範囲

- 大学が取次できるのは「留学」の資格に関することだけです。
- 就職や就職活動のための資格変更は、自分自身で責任を持って完了させてください。

02 進路ごとの手続き

卒業後の進路によって、申請する内容が異なります。
自分に当てはまるものを確認してください。

(1) 日本の会社で働く場合

- 「技術・人文知識・国際業務」などの就労資格へ「在留資格変更許可申請」を行います。
- 会社から受け取る書類もたくさんあるので、早めに準備しましょう。

(2) 卒業後も日本で就職活動を続ける場合

- 「特定活動(継続就職活動)」へ「在留資格変更許可申請」を行います。
- この申請には、大学が発行する「推薦状」が必要です。

- 最終学年において継続的に就職活動を行っていたことを証明する必要があります。
- それを証明できない人は、大学は推薦状を発行できません。

(3) 大学院などへ進学する場合

- 在留資格「留学」のまま、「在留期間更新許可申請」を行います。
- 新しい学校の入学許可書などが必要になります。

(4) 母国へ帰る、または日本を離れる場合

- 特別な申請は不要です。
- 日本を出国する時に空港で在留カードを返却し、「在留資格の喪失」の手続きをしてください。
- 空港で在留カードに穴を開けられるので、その状態の在留カードを写真に撮って、大学公式 LINE に送信してください。

03 スケジュール(2026年3月卒業予定者の例)

- 2025年11月～ オリエンテーションに参加し、必要書類の準備を始める。
- 2025年12月1日～ 予約申請の開始。
就職が決まっている人は、この日から申請が可能です。
早めに動くことが大切です。
- 2026年1月～2月 入管へ書類を提出し、審査を受ける。
- 2026年3月(卒業後) 新しい在留カードを受け取る。

04 大学への報告義務

- 手続きが終わったときは、必ず大学(学生課)へ結果を報告してください。
- 変更が許可されたときは、新しい在留カードの両面のコピーを提出してください。
- これは、大学が国に対して「この学生は正しく進路が決まりました」と報告するために必要な法的な義務です。

05 注意:卒業後の在留資格「留学」とアルバイト

(1) 就労資格などへの在留資格変更

- 就労資格へ在留資格変更をした日から、アルバイトはできません。
- 卒業日(3月31日)の前でも、資格変更をした日から、アルバイトはできません。

(2) 卒業

- 卒業日(3月31日)で在留資格「留学」の活動は終了します。
- たとえ在留カードの期限が残っていても、卒業後にそのまま在留資格「留学」で日本に居続けることはできません。
- 資格外活動許可は卒業と同時に効力を失いますので、アルバイトは禁止です。
- ルールを破ると、新しい在留資格の許可が取り消されることがあるので注意してください。

3 卒業後のキャリアパス：人生を変えるプラットフォーム

ものづくり大学は、単に技術を学ぶだけの場所ではありません。

皆さんが日本でトップクラスの評価を得て、「人生を変えるためのプラットフォーム」です。本学では、卒業後に「**高度専門職**」というエリートの**在留資格**を取ることを全力でサポートします。

01 「高度専門職」を目指すメリット

この資格を取ると、あなたの日本での生活が劇的に変わります。

(1) 最短 1 年で永住権が取れる

- 本来 10 年かかる永住許可が、1~3 年でもらえます。

(2) 親と一緒に日本で暮らせる

- 一定の条件で、母国のご両親を日本へ呼んで一緒に暮らせます。

(3) 就職に圧倒的に有利

- 日本の「ビッグネーム企業」が最も求めている人材です。
- キャリアアップの転職の時に、非常に有利となります。

02 学科別：高度専門職ポイントを稼ぐための目標資格

「高度専門職」になるには、ポイント計算で 70 点以上が必要です。

学科ごとに、在学中に狙うべき資格が異なります。

(1) 情報メカトロニクス学科

IT の知識と、現場の機械を動かすスキルの両方を持つ「**デジタル・アーキテクト**」を目指します。

① IT パスポート・基本情報技術者

- 日本の国家資格です。
- これに合格すると、高度専門職ポイントが加算されます。

② 機械設計技術者

- ロボットや自動化システムの設計ができる証（あかし）です。

③ 目指す姿

- **AI や IoT を使いこなし、スマート工場を動かせる「次世代の製造業リーダー」。**

(2) 建設学科

日本の伝統技術と最新のマネジメント能力を持つ「建設のエキスパート」を目指します。

① 技士補 【在学中に合格可能!】

- 施工管理技士の国家試験の一次検定に合格するともらえる称号です。
- 合格すれば、卒業した瞬間から高度専門職ポイント(5~10 点)の対象になります。

② 建築士 【在学中に受験資格を取得!】

- 将来、建物の設計をするためのプロのライセンスです。

- 建築士指定科目をしっかり勉強し単位習得して卒業することで、卒業後すぐに受験できる資格が手に入ります。
※工業高校を卒業していない人は、在学中に試験を受けることはできませんが、建築士指定科目を履修し単位を習得していること(受験資格があること)は、就職活動で非常に高く評価されます。

③ 目指す姿

- 現場の職人に正しく指示が出せ、品質を守ることができる「現場を知っているマネージャー」。

03 成功への3つのアクション

この「人生を変えるプラットフォーム」を使いこなすために、今から準備しましょう。

(1) 日本語能力試験(JLPT)「N1」への合格

- 高度専門職ポイントで「15点」もらえます。
- 本学の正規科目「留学生日本語能力演習」を必ず受けてください。

(2) 国家資格への挑戦

- 情報メカトロニクスならIT系資格、建設なら技士補・建築士。
- これが「5~10点」の加点になります。

(3) 高い年収での就職

- 年収によるポイント加算があります。
- 大学が、高い給料を出してくれる一流企業への就職を全力でサポートします。

04 大学からのメッセージ

- 皆さんが「ただのエンジニア」ではなく、日本の産業を引っ張る「エリート」になれるよう、大学は実践的な実習授業や長期インターンシップ、就職支援を用意しています。
- 4年間しっかり勉強して資格を取れば、日本での人生を大きく変えることができます。
- あなたの努力次第で、未来はいくらでも変わります。
- 自分の可能性を信じて、一緒に頑張りましょう!

4 アルバイト(資格外活動)のルール

留学生の本分は「勉強」です。

日本でアルバイトをするには、法律で決まった厳しいルールがあります。

ルールを破ると、在留資格を失い、大学を辞めて国へ帰らなければならなくなります。

01 始める前の絶対ルール

(1) 資格外活動許可

- アルバイトを始める前に、必ずこの許可をもらってください。
- 在留カードの裏に「資格活動許可」のスタンプがあるか、必ず確認してください。
- 報告の義務:新しくアルバイトを始めたとき、または辞めたときは、すぐに「月次在籍確認」で大学に報告してください。

02 時間の制限【厳守】

① 通常時

- 1週間に28時間以内です。
- 2つ以上の場所で働いている場合、すべての時間を合計して28時間以内でなければなりません。

② 長期休業期間

- 1日8時間(1週間に40時間)まで。
- 大学が定めた夏休みや冬休みなどの期間だけです。
- アルバイト先に提出する「期間証明書」は、留学生 Google Classroom からダウンロードできます。

03 やってはいけない仕事(禁止事項)

① 法律により、以下の場所で働くことは一秒でも許されません。

見つかり、すぐに退去強制(日本にいられなくなる)になります。

- パチンコ店、ゲームセンター、マージャン店。
- スナック、キャバレー、バー(客の隣に座ってサービスをする店)。

② 注意事項

- 掃除や皿洗い・ピラ配りなどであっても、その場所で働くことはできません。
- 居酒屋でも、お店の種類によっては働けない場合があります。
- 不安なときは必ず事前に学生課へ相談してください。

04 働きすぎ(オーバーワーク)のリスク

「もっとお金を稼ぎたい」と思っても、ルールを超えて働いてはいけません。

① 在留期間の更新ができない

- 入管は、あなたの銀行口座や税金の記録から、いくら稼いでいるか把握しています。
- 嘘は必ずばれます。

② 税金が高くなる

- 収入が増えると、住民税や国民健康保険料が驚くほど高くなります。
- 結果として手元に残るお金が少なくなります。

(2) 大学のスタンス

- 本学は「適正校クラスⅠ」として、ルールを守る学生を全力でサポートします。
- 入管法違反(28時間を超えて働いている・禁止されているアルバイトをしているなど)の疑いがある学生については、大学は在留期間更新の取次申請を一切行いません。

V お金のこと:学費と奨学金

Ⅰ 大学に払うお金(学生納付金の納入)

大学で勉強を続けるためには、決められた期限までに学費を支払わなければなりません。

01 学生納付金：学納金

- (1) 本学の学納金は、以下の3つで構成されています。
- 授業料：授業を受けるためのお金です。
 - 実験・実習費：実習や実験の材料などにかかるお金です。
 - 施設整備費：大学の建物や設備を維持するためのお金です。
- (2) 注意事項
- 留学生は、入学年度や入試区分によって授業料が異なります。
 - 自分の正確な金額や納入方法は、「入学手続要項」を必ず確認してください。
 - わからないときは、会計係に問い合わせてください。
会計係メールアドレス：kaikei@iot.ac.jp
-

02 納入期限

- (1) いつまでに払いますか？
- 支払い方法によって期限が異なります。
 - 期限を1日でも過ぎると「未納」となりますので、注意してください。
- (2) 支払い方法と納入期限
- ① 一括納入(1年分)
- 前年度の2月28日
- ② 分割納入(クォータごとの支払い)
- 第1クォータ分 前年度の2月28日
 - 第2クォータ分 5月28日
 - 第3クォータ分 8月28日
 - 第4クォータ分 11月28日
- ③ 注意
- 4月から始まる新学期の学費(一括、または第1クォータ分)は、休み期間中の「2月28日」が期限です。
 - 忘れずに、早めに準備をしてください。
-

03 支払いの方法と相談

- (1) 支払い方法
- 支払い方法は原則として、入学時に登録した口座からの自動引落です。
 - 自動引落を希望しない(ネットバンキングなどの振込、窓口での現金払いなどを希望)の場合には、会計係(kaikei@iot.ac.jp)に相談してください。
 - 支払い方法に関する相談は、会計係に連絡してください(kaikei@iot.ac.jp)。
- (2) 延納制度
- 期限までに支払いが難しい場合は、「延納制度」に申請することができます。
 - 納入期限までに、必ず会計係に相談をして、申請をしてください。
 - 申請はHPからできます <https://www.iot.ac.jp/entrance/fee/>
-

04 【重要】未納のリスク

(1) 学費を払わないまま放置すると、以下のペナルティがあります。

① 除籍

- 学生の身分を失い、大学を辞めなければなりません。

② 在留資格を失う

- 除籍となると、在留資格「留学」が取り消されます。
- 除籍となった日からすぐに帰国しなければなりません。

③ サポート停止

学費未納がある学生には、大学は以下のサポートを一切行いません。

- 諸証明書の発行（在学証明書、成績証明書、単位修得証明書、卒業見込証明書など）
- 在留期間更新許可申請の「申請取次」
- 奨学金の推薦
- 就職活動における学校推薦書の発行

VI 奨学金

01 奨学金に応募する前の心構え

(1) 応募の心構え

- 奨学金は、皆さんが勉強に集中するために、お金を支援してもらう制度です。
- 希望する全員がもらえるわけではありません。
- 奨学金は「お金をもらう権利」ではなく、「頑張っている学生への支援」です。
- 日頃の生活態度がすべて選考に影響することを忘れないでください

(2) 1年生が応募できる奨学金は少ない

- 多くの奨学金は「大学での成績」を見て、お金を出すかどうかを決めます。
- そのため、大学に入ったばかりで成績がない1年生が応募できるものは非常に限られています。
- 1年生から意識を高く持って高い学業成績を修めることが、奨学金獲得の第一歩です。

(3) 国籍の限定

- 「アセアン諸国 (ASEAN) 限定」など、特定の国籍の人だけが応募できる奨学金が比較的多いです。
- 自分が対象になっているか、募集要項をよく読んで理解してください。

02 大学推薦の選考基準

大学が「この学生を推薦します」と決めるための基準です。

(1) 学業成績が優先

- 原則として、成績が良い人から選ばれます。

- 多くの奨学金で、応募の条件に成績評価基準が定められています。
- 学内 GPA 2.80 以上が、大学推薦の学内ルールです。
- 学内 GPA が 2.80 以上でも、応募する奨学金の独自基準に満たない場合は、応募できません。

(2) その他の功績

- 成績以外にも、コンテストでの入賞や、地域活動・ボランティアへの貢献など、特別に素晴らしい活動をしている場合は、選考の際にプラスの評価になります。
- 留学生 SNS チームの活動、DM 制度への貢献も大いに評価されます。

(3) 奨学金の推薦を受けられない人

大学は、学内のルールや日本の法律をしっかりと守っている学生を信頼して推薦します。

以下の項目に一つでも当てはまる人は、どれだけ成績が良くても、大学からの推薦は一切行いません。

① 懲戒処分を受けた人

- 大学のルールを破り、停学や訓告などの処分を受けた場合。

② 月次在籍確認をしない人

- 報告が遅い、または報告を忘れるなど、大学が決めたルールを守れない場合。
- 月次在籍確認をルールどおりにできない理由を事前に申告した場合は、それを認めます。

③ 留学生オリエンテーションなどを欠席した人

- 留学生オリエンテーション、その他のガイダンスなどを無断で欠席した人は、推薦しません。
- 事前に欠席の申告があっても、その理由が「アルバイト」の場合は、推薦しません。

④ 資格外活動のルール違反

- 1 週間に 28 時間を超えて働いている、または働いてはいけない場所（パチンコ店など）で働いている場合。
- 大学への報告と違う内容で資格外活動をしていた場合。

⑤ お金の義務を忘れている人

- 国民健康保険料や税金を払っていない場合（未納）。
- 大学の学生納付金（学納金：授業料・実験実習費・施設整備費）の未払いがある場合。

⑥ 出席率が低い人

- 授業にしっかり出ていない、勉強への意欲が低いと判断される場合。

⑦ 嘘の報告をした人

- 奨学金の申請書類や大学への報告に、嘘の内容を書いた場合。

⑧ マナーや期限を守れない人

- 書類の提出期限を守れない場合。
- 教員や事務局職員に対して失礼な態度をとる場合。

03 教員推薦書の頼み方

ほとんどの奨学金では、先生に書いてもらう「推薦書」が必要です。

推薦書は、自分で先生にお願いしなければなりません。
先生に失礼がないよう、以下のルールを必ず守ってください。

(1) 自分で責任を持ってお願いする

先生(クラス担任、または指導教員)に、自分で直接お願いしてください。

① 準備するもの

- 奨学金の概要:どんな奨学金か、募集要項を見せる。
- 自己PRメモ:自分の長所や、なぜこの奨学金が欲しいのかをまとめたメモ。
- 先生があなたのことを詳しく書けるように、しっかりと情報を伝えてください。

(2) 連絡のマナー

- 自分の都合で突然頼むのはよくありません。
- まずはメールでアポイント(予約)を取ってください。
- 先生が研究室にいる時間を確認して、伺うようにしてください。
- メールをする時間は、土日・祝日を除く平日の9時から17時30分までです。
- 決して、先生の勤務時間外の時間帯や休日にメールをしてはいけません。

(3) 「締め切りギリギリ」は厳禁です

- 先生は非常に忙しいです。推薦書を一つ書くのにも、たくさんの時間がかかります。
- 少なくとも、提出する1週間~10日前にはお願いするのが最低限のマナーです。
- 学内締切りの直前に頼んでも、先生は作成できません。これは、先生に大きな負担をかける非常に失礼な行為です。

(4) 結果を必ず報告する

- 推薦書を書いてもらった後は、まずお礼を伝えてください。
- 奨学金の結果(受かった、またはダメだった)が出たら、すぐに先生に報告してください。これが日本での大切なマナーです。

04 併用ルールの確認と将来の計画

奨学金に応募するときは、今だけでなく、「来年の自分」を想像して決めなければなりません。

(1) 他の奨学金と一緒にもらえないことが多い

- ほとんどの奨学金には「他の奨学金をもらっている人は応募できません」というルールがあります。

(2) 安直に選ぶことのデメリット

- 例えば、今すぐ応募できる「月額2万円」の奨学金に決まったとします。しかし、その1ヶ月後に「月額5万円」の素晴らしい奨学金の募集が始まった場合、あなたはルールによって「5万円の方には応募できない」ことになります。
- 目先の小さなお金だけでなく、年間スケジュールを確認して、もっと条件が良いものがないか確認してください。

(3) 【重要】合格した後の辞退は「厳禁」

- 大学の推薦を受けて応募し、合格した後に「やっぱり別の奨学金がいいから、これはやめます」と言うことは絶対にできません。
- 理由は、あなたが辞退すると、その奨学金団体から大学への信頼がなくなり、来年からあなたの後輩たちがその奨学金をもらえなくなるからです。

(4) 将来の計画を立てる

① 受給が終わった後のことも考える

- ある奨学金をもらっている期間だけでなく、それが終わった後に次の奨学金に応募できるかどうか、募集要項をよく読んで確認してください。

② 戦略的なアクション

- 年間の奨学金リストを見て、自分が一番狙いたいものを決める。
- 併用（掛け持ち）ができるか、できないかを確認する。
- 迷ったら、応募する前に必ず学生課に相談する。
- 応募する前に、卒業までの将来計画（いつ、どのくらいのお金が必要か）をしっかりと考えてください。

05 奨学金情報の探し方

(1) 大学からの情報

① 留学生 Google Classroom

- 新しい奨学金の募集があるときは、すぐに留学生 Google Classroom でお知らせします。
- 応募内容によって、案内をする留学生 Google Classroom が異なる場合があります。
- 自分の留学生 Google Classroom に案内がないときは、募集対象外だということです。
- 留学生 Google Classroom に案内があっても、募集対象をよく読んで、自分に応募資格があるかを最初に確認してください。

② 大学からの個別連絡（メール・大学 LINE など）

- 募集内容によって、個別に連絡をする場合があります。
- 主に、国籍を限定した奨学金の場合は、この方法でご連絡します。
- 自分にメールなどで連絡がない場合は、応募資格対象外だということです。

(2) 自分で探す

- 大学に公募がある奨学金の他にも、たくさん奨学金はあります。
- 大学でも奨学金開拓を最大限がんばりますが、皆さんも自分自身で見つけてください。
- この場合でも、教員推薦が必要なことが多いので、先生に推薦書の作成をお願いするルールは大学推薦と同様に守ってください。
- 大学に聞かなければわからないこと、大学に手続きをお願いすることなどがありましたら、すぐに相談してください。

(3) 大切なこと

- 奨学金が欲しい人は、まず「良い成績を取ること」と「毎日 留学生 Classroom を見ること」を忘れないでください。
- 応募は期限厳守です。1分でも遅れたら申し込みができません。

06 先輩たちの受給実績

これまでに、本学の留学生が採用された主な奨学金です。

奨学金は、日本での「努力の結果」です。

あなたも先輩に続きましょう！

(1) JASSO(学習奨励費)

- 金額：月額 48,000 円(1年間で 576,000 円)
- 実績：毎年 2~5 名程度が採用されています。
- 成績が優秀な学生が選ばれます。

(2) 佐藤陽国際奨学財団

- 金額：月額 150,000 円~(1年間で 1,800,000 円~)
- 非常に高額な奨学金です。
- 自分の夢をしっかり語る学生にチャンスがあります。

(3) ロータリー米山記念奨学会

- 金額：月額 100,000 円~(1年間で 1,200,000 円~)
- 実績：毎年 1 名程度。
- 地域の方々との交流を大切にする学生が選ばれます。

(4) 高山国際奨学財団

- 金額：月額 140,000 円(2年間で 3,360,000 円)
- 実績：大学院生なども含め、継続的に支援を受けるチャンスがあります。

(5) 長坂国際奨学財団 / 井内財団

- 金額：月額 30,000 円~50,000 円
- 実績：ものづくりを志す留学生を応援してくれる財団です。

VII 大学のサポート

ものづくり大学には、皆さんが安心して勉強したり生活したりするためのサポートがたくさんあります。

困ったときは、いつでも相談してください。

I 大学のサポート

大学には、皆さんの生活や勉強を助けるための窓口がたくさんあります。

内容によって相談する場所が違いますから、注意してください。

01 業務時間

- 平日の月曜日から金曜日

- 朝 9 時から夕方 17 時 30 分まで
- 土日・祝祭日はお休みです。
- その他に、夏期休業日や年末年始休業日があります。

02 相談窓口一覧（皆さんがよく利用するところ）
大学のほとんどの事務局は、大学本部 1 階にあります。
会計係だけが、同じ大学本部の 2 階にあります。

(1) 学生課

留学生の皆さんが一番よく行く場所です。

① 相談できること

- 在留資格の手続き
- 国民年金保険特例制度の申込み
- 奨学金
- 寮（ドーミトリ）の入寮や相談
- 学生保険
- 車・バイク・自転車の駐車・駐輪許可申請
- クラブ・サークル活動、それに伴う施設貸出
- 学外の活動
- 怪我や病気、メンタルヘルスケアなどの健康に関すること
- インターンシップ
- 就職活動のサポート（履歴書の書き方、面接の練習など）
- 進学相談

② 連絡先

- 留学生担当:ryugaku@iot.ac.jp/048-564-3895
- 学生生活全般:kosei@iot.ac.jp/048-564-3817
- インターンシップ:internship@iot.ac.jp/048-564-3818
- 就職や進学などのキャリア相談:shushoku@iot.ac.jp/048-564-3818

(2) 教務係

授業や単位に関することを確認する場所です。

① 相談できること

- 授業のスケジュール
- 履修登録
- 授業に関すること
- 成績に関すること
- 休学や退学の相談や手続きなど
- 自分や保証人の住所・電話番号などが変わった時の変更の届出

② 連絡先

- kyomu@iot.ac.jp/048-564-3200

(3) 情報係

パソコンやインターネットに関することを助けてくれる場所です。

① 相談できること

- 大学の Wi-Fi、Gmail のログイン
- 学内システムのパスワードを忘れたとき
- 学内印刷枚数の上限リセット

② 連絡先

- system@iot.ac.jp/048-564-3819

(4) 図書館・メディア情報センター

通常開館は、9 時 30 分から 17 時です。

短縮開館の時は、10 時 30 分から 16 時までとなります。

① 相談できること

- 図書、新聞・雑誌、視聴覚資料の閲覧
- 図書の貸出、予約
- レファレンスサービス(本や資料の探し方)
- 静かに勉強したい時に利用する

② URL・連絡先

- <https://www.iot.ac.jp/library/>
- 048-564-3821

(5) 会計係

お金に関することを扱う場所です。

① 相談できること

- 学費の支払い方法について(相談や変更など)
- 延納の相談や申請など

② 連絡先

- kaikei@iot.ac.jp/048-564-3802

2 先輩のサポート：メンターとチューター

ものつくり大学には、あなたを助けてくれる「先輩学生」がいます。

困ったときは一人で悩まず、まず相談してください。

01 ダブルメンター(留学生の先輩によるサポート)【全員・必須】

1 年生の留学生には、必ず 2 人以上の「メンター(上級生の留学生)」がつきます。

同じ留学生の視点から、あなたをサポートします。

※ まずは、担当のメンターになんでも相談してください。

(1) コミュニティー・メンター(CM:Community Mentor)

- 留学生の peer support です。
- 大学での生活や学内のルールを教えてくれる先輩です。
- 同じ国籍や、同じような文化風習を持つ先輩が担当します。

(2) アカデミック・メンター(AM:Academic Mentor)

- 留学生の peer education です。

- 授業や単位の取り方、課題のやり方などを教えてくれる先輩です。
- 授業でわからないことを相談して教えてもらいます。
- 同じ学科の各学年の先輩が担当します。

02 チューター（学習や通訳のサポート）【必要なときだけ】

「特別なサポート」が必要なときに、学生課に申し込んで助けてもらう制度です。

(1) どんな人が助けてくれますか？

- 日本人学生や上級生の留学生です
- 学習支援は日本人学生が多いです。

(2) どんなときに使いますか？

- 先生との大切な話し合いで、通訳が必要なとき。
- 授業の内容がとても難しく、どうしても一人では分からないとき。

(3) 注意すること

- 申し込み：学生課へ行って、理由を説明して申し込んでください。
- お金：あなたは 0 円（無料）ですが、大学がチューターに謝金（お礼のお金）を払います。そのため、大学が必要だと認めた場合だけ利用できます。

03 だれに相談すればいいか迷ったとき。

2 つのサポート制度で迷った時の参考です。

(1) コミュニティ・メンター（CM）制度

① 大学生活に早く慣れるための、留学生同士のピアサポートです。

- サポートしてくれる人：留学生の先輩・（上級生）
- 対象：1 年生全員です。必ずサポートを受けます。

② サポートの内容

- 毎日の生活（買い物、役所の手続き、ゴミの出し方など）のアドバイス
- 大学に慣れるためのアドバイス
- 友達づくり、サークルへの参加のお手伝い
- 勉強の相談

③ お金：無料です（学生同士の助け合いです）。

④ まずやること

- 何か困ったら、まずは自分の担当の CM（コミュニティメンター）の先輩に相談してください。
- 学生課に相談してくれたら、先輩に取次ぎます。

(2) チューター制度

① より専門的な勉強や、難しい問題を助けてもらう制度です。

② サポートしてくれる人：日本人学生、または留学生の先輩

③ 対象：先生や大学が、「サポートが必要だ」と認めた人だけが利用できます。

④ サポートの内容

- 先生との大切な話の通訳

- 専門科目の難しい勉強などのチューター
- 日本人学生に特に相談したいこと

⑤ お金

- 無料です
- 大学が先輩にお礼を支払います

(3) 相談のステップ(順番)

- ① まずは、自分の「コミュニティーメンター(CM)」の先輩に相談する。
- ② CMで解決できないときは、「学生課」の窓口へ行く。
- ③ 学生課が必要だと判断した場合に、大学が「チューター」を準備します。

3 進路の相談

「将来、日本で働きたい」「どんな仕事があるか知りたい」という人は、キャリアセンターへ行きましょう。

01 キャリアカウンセリング

- プロのキャリアアドバイザーと1対1で相談ができます。
- 場所：大学本部1階 キャリアセンター
- ホームページ：<https://www.iod.ac.jp/career/support/>
- 大学の就職・支援係が就職活動のお手伝いをします。

02 就職活動支援講座

- 留学生は、年4回の留学生オリエンテーションの中で、プロのキャリアカウンセラーによる留学生の就活講座を受講します。
- 1年生から参加することで、自然に日本独自の就活スタイルを理解していきます。
- 3年時には、通算15回以上の就活セミナーが実施されます。
- 模擬面接講座やエントリーシート作成講座では実践的にマンツーマンの指導を受けることができます。
- これらは、もちろん、みんな無料で受講することができます

4 心の相談

01 心の相談室「ふれあいルーム」

「最近、眠れない」「友達のことでも悩んでいる」「なんとなく不安」など、心の悩みがあるときにゆっくり話せる場所です。

- ① 場所：本部棟1階 正面入り口 ロビーの隣
- ② 時間：月曜日～金曜日 9:00～17:30
- ③ 安心してください：話した内容は、他の誰にも言いません(秘密を守ります)。
- ④ 予約の方法

- 電話：048-564-3877
- メール：fureai@iod.ac.jp
- 直接部屋に行ってノックしても大丈夫です。

5 留学生コミュニティスペース

留学生が自由に使える部屋です。お祈り(礼拝)や、休憩、勉強に使ってください。

01 場所

- 場所：体育館 1階 G1034
- 体育館内のシャワールームを利用できます

02 使い方

- 学生課の窓口へ行きます。
- 「コミュニケーションスペースを使いたいです」と言って鍵を借ります。
- 終わったら、鍵を学生課に返します。
- 利用時間：平日 12時30分から 13時30分

03 ルール

- みんなの場所です。きれいに使いましょう。
- 飲食できますが、ごみは必ず持ち帰ってください。

6 日本語の学習サポート

日本で「高度専門職」を目指し、人生を変えるためには、高い日本語能力が欠かせません。

ものづくり大学では、留学生の皆さんのために、3つの特別な授業を用意しています。将来のために、進んで履修してください。

01 留学生日本語Ⅰ [1年生・1Q]

日本での生活や、将来の仕事に役立つ基礎を固めます。

(1) 内容

- 就職活動に関する言葉を学びながら、「話す・聞く」コミュニケーション能力を高めます。

(2) レベル

- 中級(N2レベル)の文法をしっかり復習します。

02 留学生日本語Ⅱ [2年生・3Q]

日本のビジネス文化を理解し、社会に出る準備をします。

(1) 内容

- 日本のビジネス場面を題材に、異文化への対応スキルを学びます。
- 就職活動で必要な日本語も重点的に学習します。

(2) レベル

- 中上級(N2・N1レベル)の語彙や文法を復習します。

03 留学生日本語能力演習 [1年生・4Q]

※上級生も履修することができます!

日本語能力試験 (JLPT) の合格をダイレクトに目指す授業です。

(1) 内容

- N1 レベルと N2 レベルの 2 つのクラスに分かれて、試験対策を徹底的に行います。
-

(2) 目標

- 在学中に最低でも N2 (CEFR 指標 B2)、できれば N1 の取得を目指しましょう。
-

04 アドバイス

- JLPT N1 に合格すると、卒業後に「高度専門職」のポイントが 15 点もらえます。
 - これは永住権を早く取るための大きな武器 (ぶき) になります。
 - 1 年生のうちから計画的に勉強しましょう!
-

7 夢をかなえるロードマップ:資格

日本で「高度専門職」のビザを取り、永住権を早く手に入れるための具体的な「武器」を紹介します。

01 全学科共通:最優先の必須目標

(1) 日本語能力試験 (JLPT) N1

- 【効果】 高度専門職ポイント 15 点加算
 - 【目標】 1 年生から対策講座を受け、早期合格を目指します。
-

02 情報メカトロニクス学科:デジタル技術者への道

(1) IT パスポート / 基本情報技術者 — 在学中に取得を目指す

- 【理由】 高度専門職ポイント 5~10 点加算。
 - 日本の国家資格として IT スキルを証明します。
-

(2) 機械設計技術者 (3 級):在学中に取得を目指す

- 【理由】 ロボットや自動化システムの設計能力を証明します。
-

(3) 技能検定 (機械加工など):在学中に取得を目指す

- 【理由】 日本の「ものづくり」の腕前の証明。現場リーダーの証です。
-

03 建設学科:現場マネージャーへの道

(1) 施工管理技士補:在学中に 1 次合格を目指す

- 【理由】 高度専門職ポイント 5~10 点加算。
 - 大手ゼネコンが評価する技術エリートの証です。
-

(2) 建築積算士補:指定授業の合格で取得

- 【理由】 「建設積算Ⅰ」の単位取得で得られます。

(3) 建築士(一級・二級・木造)

建築士は、建物の設計や工事監理を行うための国家資格です。

高度専門職ポイントが5~10点加算されます。

本学の建設学科で建築士指定科目を修得して卒業することで、以下のロードマップを歩むことができます。

① 二級建築士・木造建築士

- 受験資格：卒業と同時に得られます(実務経験不要)。
- 目標：卒業したその年に受験し、最短での合格を目指しましょう。

② 一級建築士(最高峰の国家資格)

- 受験資格：卒業と同時に得られます。実務経験がなくても、卒業後すぐに「試験(学科・製図)」を受けることが可能です。
- 免許登録(ライセンス取得)：試験に合格し、かつ通算で2年間の実務経験を積んだ時点で、一級建築士として正式に登録されます。
- 高度専門職ポイント：一級建築士に登録されると、在留資格のポイントが20点加算されます。これは永住権取得への大きなアドバンテージになります。

③ 【アドバイス】

- 以前の法律では、一級建築士は実務経験がないと受験すらできませんでしたが、現在は「先に試験に合格し、後から実務経験を積む」という形が可能になりました。
- 卒業後、まずは「二級建築士」を確実に取得しながら、並行して「一級建築士」の試験合格と「2年間のキャリア」を積み上げることが、日本でプロの建築家として成功するための最短ルートです。

04 資格に関する詳細情報

取得条件や指定科目などの詳細については、必ず以下を確認してください。

- WEBシラバス(資格関連指定科目)
- 学内掲示板(短期講習や資格試験の情報)
- 教務課 窓口

05 注意事項

- 大学は全学生に向けて情報発信をしますので、告知している資格によっては、実務経験が必要なものや、日本国籍が必要なものが含まれる場合があります。
- 自分が目指す資格の詳細は、早めに教務課へ相談してください。

8 スキルのデジタル証明：オープンバッジ(エア勲章 / Digital Medal)

頑張った証が、世界に通用する「デジタル勲章」になります!

01 オープンバッジとは?(What is a Digital Medal?)

- 大学での活動や成果を公式に認定する「エア勲章」です。
- 物理的な形はありませんが、スマホの中に保存でき、世界標準の技術で「あなたが何をしたか」が証明されています。

02 留学生にとってのメリット

(1) 就職に圧倒的に有利!

- 履歴書や LinkedIn (ビジネス用 SNS) に貼ることができ、日本の大手企業にあなたの実力を一目でアピールできます。
-

(2) 「見えない努力」を「武器」に!

- 日本語の点数だけでなく、あなたの「リーダーシップ」や「発信力」も、バッジという勲章にして見せることができます。
-

03 どんな活動で「勲章」がもらえますか? 〈予定〉

留学生の皆さんには、特に以下の活動でバッジを発行する予定です。

(1) DM (ダブルメンター) バッジ

- 後輩を支え、導いた「リーダー」の証。
-

(2) 留学生広報チームバッジ

- 大学の魅力を SNS で世界に発信した「クリエイター」の証。
-

(3) 学内表彰バッジ

- 成績や特別な活動に対して、大学から贈られる公式な証。
-

04 将来のロードマップ:

- 今後、もらえる勲章の種類を増やしていく予定です。
- “Collect your Digital Medals!”
- 卒業までにたくさんの「エア勲章」を集めて、あなただけの最強のポートフォリオを作り上げましょう!

VIII 日本での生活

I 役所ですること

01 住所変更

(1) 引っ越しをしたら (住所が変わったとき)

新しい家に住み始めてから、14 日以内に役所へ行って手続きをしなければなりません。

① 届出の種類:

- 転入届: 他の市や区から引っ越してきたとき。
 - 転居届: 同じ市や区の中で引っ越したとき。
-

② 必要なもの:

- 在留カード
- パスポート

- 転出証明書: ※前の住所の役所でもらう書類です。

③ アクション

- 引っ越しをしたら、すぐに近くの役所へ行ってください。
- 在留カードの裏に新しい住所を書いてもらいます。

④ 大学への届出

- 住所が変わった時は、大学にも届出をしなければなりません。
- HP から届出ができます。

https://www.iod.ac.jp/campuslife/studentrecord_update/



02 マイナンバー制度

日本に住むすべての人には、12桁の「個人番号(マイナンバー)」があります。

(1) マイナンバーカード

- 顔写真付きのカードです。
- 身分証明書になります。
- アルバイトの手続きや、銀行口座を作るときに必要です。

(2) 注意すること

- 自分の番号を他の人に教えてはいけません。
- カードをなくさないように大切に保管してください。

03 マイナ保険証を使いましょう

日本では、これまでのプラスチックの保険証の発行(はっこう)が止まり、マイナンバーカードを保険証として使う「マイナ保険証」が基本になります。

大学でも、マイナ保険証の利用を強く勧めています。

(1) マイナ保険証のメリット

① 手続きが簡単

- 引っ越しをしても、新しい保険証が届くのを待たずに、マイナンバーカードですぐに病院へ行けます。

② より良い医療

- 医師があなたの過去の診察や薬のデータなどを確認できるため、より正確な診察が受けられます。

③ 支払いが抑えられる

- 日本の高額療養費制度は、1ヶ月間(1日から末日まで)に医療機関や薬局の窓口で支払った自己負担額が、年齢や所得に応じて定められた一定の自己負担限度額を超えた場合、その超えた分が払い戻される(あるいは窓口負担が軽減される)日本の公的医療保険制度です。
- マイナ保険証なら、手続きなしで、窓口での高額な支払いが制限される場合があります。

(2) マイナ保険証の作り方(登録方法)

① マイナンバーカードを用意する。

② 登録する:

- スマホで : 「マイナポータル」アプリから申請。
- ATMで : セブン銀行のATMで登録。
- 病院で : 病院や薬局の受付にあるカードリーダーで登録。

(3) 大切な注意点

① 暗証番号を忘れない

- 病院の機械で使う「4桁の暗証番号」を必ず覚えておいてください。
- 人に知られない方法で、暗証番号を控えておいて下さい。

② 紛失したとき

- 万が一、カードをなくしたときは、すぐに下記の番号に電話して機能を止めてください。
- マイナンバー総合フリーダイヤル:0120-95-0178(24時間受付)

③ これまでの保険証について

- 2024年12月以降、新しいプラスチックの保険証は作られなくなります。
- 今持っている保険証が使えなくなる前に、必ずマイナ保険証へ切り替えてください。

④ 日本仕様ではないスマートフォン

- マイナポータルアプリが利用できないことがありますので、その時は役所に相談して下さい。

⑤ アクション

- マイナンバーカードを受け取ったら、すぐに「マイナ保険証」の登録を完了させてください。

04 印鑑登録

「実印(じついん)」という、あなただけの公式なハンコを役所に登録することです。

(1) どんなときに使いますか？

- アパートの契約や、車を買うときなど、人生の大切な手続きで必要になります。

(2) やりかた

- 登録したいハンコを持って役所へ行きます
- 「印鑑登録証(カード)」をもらいます。

05 住民票の取り方

あなたがどこに住んでいるかを役所が証明する書類です。

(1) どんなときに使いますか？

- 在留期間更新や在留資格変更、就職活動、バイクや車の登録などで必要です。

(2) 取り方

- 役所の窓口で申請します。1枚300円くらいかかります。
- コンビニ交付: マイナンバーカードを持っている人は、コンビニのコピー機で取ることもできます。

(3) アクション

- 手続きで「住民票が必要」と言われたら、役所かコンビニで取ってください。

2 保険と年金

01 国民健康保険

(1) 加入義務

- 日本に住む留学生は、全員が必ず入らなければなりません。

(2) マイナ保険証ならもっと便利：

- これまでのプラスチックの保険証は、引越しのたびに古いものを返して、新しいものもらう必要がありました。
- マイナ保険証なら、役所で住所変更の手続きをするだけで、そのまま使い続けることができます。
- 新しい保険証が届くのを待つ必要はありません。

(3) メリットと注意点

- 病院へ行ったとき、保険証を見せれば、あなたが払うお金は「30%」になります。
- 加入していない（未加入）、保険料を払っていない（保険料未払い）場合は、診察料は100%自己負担となります。
- 未加入や保険料未払いの場合、診察を受け付けてくれない場合もあります。

(4) 保険料の減額

- 前の年（1月～12月）にアルバイトなどの収入が少なかった人は、役所で報告（申告）をすると、保険料が安くなる制度があります。

(5) アクション

- 役所で住所の手続きをするときに、「去年のお金の報告（所得の申告）」も一緒に行ってください。
- その申告内容によっては、保険料が安くなる場合があります。

02 国民年金

(1) 加入義務

- 日本に住む20歳以上の人は、全員が入らなければならない制度です。

(2) 学生納付特例制度

- 留学生は、申請をすればお金を払うのを「後回し（猶予）」にできます。
- 大学の学生課で「学生納付特例制度」の申請ができます。

03 税金：所得税・住民税

日本で生活したり、アルバイトをしたりするとかかるお金です。

(1) 所得税

- アルバイトの給料から自動で引かれる税金です。
- それ以外に役所から「納付通知書」が届く場合があります。その時は、大学に報告と相談をして下さい。

(2) 住民税

① 住民税とは何ですか

- 1月1日から12月31日までの1年間の収入に対してかかる税金です。
- 今の住所ではなく、「今年の1月1日に住んでいた場所」の役所に払います。

② いつ届きますか？

- 毎年6月ごろに役所から封筒(振込用紙)が届きます。

③ どこに届きますか？

- 新入生の場合は、大学に入る前に住んでいた場所の役所から、「前の住所」に届くことが多いです。
- 前の年の12月31日現在に住んでいた住所に届くことが多いです。

④ アクション

- 引っ越しをしたら、必ず郵便局で「転送の手続き」をしてください。
前の住所に届いた手紙を、今の住所に届けてもらうためです。
- Webでも手続きができます。
<https://www.post.japanpost.jp/service/tenkyo/>
- もし前の住所の役所から封筒が届いたら、無視しないで必ず中身を確認して払ってください。



04 お金を払った後の大切なルール

(1) 領収書の保管と報告

保険料や税金を払った後は、「払ったことを証明すること」が非常に重要です。

① 領収書は卒業まで保管してください

- コンビニや銀行で払ったときにもらう「領収書」や「振込票」は、捨ててはいけません。
- ネットバンキング等で払った時は、支払い完了画面をスクリーンショットで保存して下さい。

② なぜ必要ですか？

- 卒業して就職するときの「在留資格変更許可申請」で、正しく払っていることを証明するために必要になります。

(2) 月次在籍確認でアップロードする

- 大学では、皆さんが正しく納税しているか確認します。
- 毎月の在籍確認(Google Form)のときに、「保険料や税金の領収書」の写真を撮ってアップロードしてください。

(3) お金が払えないときは、すぐに相談する

- どうしてもお金が足りなくて払えないときは、そのままにしてはいけません。
- すぐに市役所などの窓口へ行って相談してください。

- 分割で払うなどの相談にのってくれます。

(4) 警告

- お金を払わないこと(未納)は入管法違反です。
- 今の在留資格が取り消しになる可能性があります。
- 将来的に、在留資格の更新や変更ができなくなります。

3 税金とアルバイト

留学生が日本でアルバイトをするには、法律で決まった厳しいルールがあります。ルールを守らないと、大学を辞めて国へ帰らなければならないこともあります。

01 アルバイトのルール(許可と時間)

(1) 資格外活動許可

- アルバイトを始める前に、必ずこの許可をもらってください。
- 在留カードの裏(うら)に「許可」のスタンプがあるか確認してください。

(2) 時間の制限

- 1週間に28時間以内です。
- 夏休みなどの長い休み(大学が定めた長期休業期間)は、1日8時間(1週間に40時間)まで働くことができます。
- 大学の定める長期休業期間を証明する書類をアルバイト先に提出しますが、書類はGoogle Classroomにアップロードしています。

(3) 掛け持ち(かけもち)の注意

- 2つ以上の場所でアルバイトをしている場合、すべての時間を合計して28時間以内でなければなりません。
- 月次在籍確認の「資格活動調査」では、すべてのアルバイトを報告しなければなりません。

02 アルバイトにかかる税金

アルバイトでお金を稼ぐと、所得税と住民税がかかります。

(1) 所得税

- 毎月の給料から自動で引かれます。
- 自動で引かれない場合もありますが、その場合は役所から封筒(振込用紙)が自宅に届きますから、自分で支払わなければなりません。

(2) 住民税【※特に注意!】

1年間の収入(1月~12月)が多いとかかる税金です。

① いつ届く?

- 毎年6月ごろに役所から振込用紙が届きます。

② どこから届く?

- 「今年の 1 月 1 日に住んでいた場所」の役所から届きます。

(3) 郵便局の転送手続き

- 住所が変わった人は、前の住所に届く大切な書類(税金の通知など)を今の住所に届けてもらうために、必ず郵便局で「転居届」を出してください。
- スマホやパソコンから「e 転居(いーてんきょ)」で検索すると、オンラインで簡単に手続きができます。

<https://www.post.japanpost.jp/service/tenkyo/>

03 「働きすぎ」がダメな理由

「もっとお金を稼ぎたい」と思っても、ルールを超えて働いてはいけません。ルールを破ると、「入管法違反」で在留資格を失って、日本にいられなくなります。

(1) 在留資格の期間更新や変更ができなくなる

- 1 週間に 28 時間を超えて働くと、在留期間更新の許可が下りないので、日本にいられなくなります。
- 在留資格変更許可申請では、日本に上陸してからすべての記録が審査されますので、資格活動違反が過去にあったら、遡って追及されます。
- 在留資格の有効期間内でも、資格活動違反があったときは、在留資格を失います。

(2) 税金や保険料が高くなる

- 収入が増えると、住民税や国民健康保険料がとて高くなります。
- 結果として、手元に残るお金が少なくなることもあります。
- 交通費がアルバイト収入と一緒に計算されると、「収入」として報告されるので、税金や健康保険料がとて高くなるので、注意して下さい。

(3) 重要

- 入管や役所、大学は、あなたがどこでいくら稼いでいるかを把握しています。
- 嘘をつくことはできません。嘘は必ずばれます。
- 必ず「28 時間以内」を守ってください。

04 やってはいけない仕事

(1) 資格外活動の禁止事項

- 留学生は、「風俗営業」に関わる場所で働くことは、法律で禁止されています。
- 清掃や血洗い・ビラ配りなどであっても、その場所で働くことはできません。
- 見つかると、すぐに退去強制(日本にいられなくなる事)になります。

(2) 働いてはいけない場所の例

- パチンコ店・スロット店
- ゲームセンター
- スナック・キャバレー・バー(客の隣に座ってサービスする店)
- マージャン店

(3) 盲点

- 「カラオケ店」や「居酒屋」でも、お店の種類(営業許可の種類)によっては、留学生が働けない場合があります。
- アルバイトを決める前に、必ず「留学生が働いても大丈夫な店か」を確認してください。

05 お金を払った後の大切なルール:領収書の保管と報告

税金や保険料は、払って終わりではありません。

「正しく払ったことを証明できること」が、あなたの在留資格を守るために非常に重要です。

(1) 領収書は卒業まで大切に保管

コンビニや銀行で払ったときにもらう「領収書」や「振込票」は、絶対に捨ててはいけません。

① なぜ必要ですか？

- 大学を卒業して就職するとき、「在留資格変更許可申請」で、過去の支払実績をすべてチェックされます。
- 領収書がないと、払ったことを証明できず、在留資格変更申請の許可が下りないことがあります。

② デジタル支払いの注意

- ネットバンキングやアプリで払ったときは、支払い完了画面のスクリーンショットを必ず保存してください。

(2) 月次在籍確認での報告

大学では、皆さんがトラブルなく生活できているかを確認するため、納税の状況を確認します。

① ルール

- 毎月の在籍確認(Google Form)のときに、「その月に払った保険料や税金の領収書」の写真を撮ってアップロードしてください。
- 未払いが発覚した時は、大学は厳しく指導します。

(3) お金が払えないときは「すぐに」相談する

- どうしてもお金が足りないとき、放置するのが一番危険です。
- すぐに役所の窓口へ行って相談してください。分割で払うなどの相談に乗ってくれます。

(4) 警告

- お金を払わない「未納」は法律違反です。
- 今の在留資格が取り消されたり、将来の在留期間更新や在留資格変更ができなくなったりします。

夏休みや冬休みに自分の国へ帰るときや、日本の外へ旅行に行くときは、**必ず事前に大学へ届け出**をしなければなりません。

皆さんの安全を確認するため、そして在留資格のトラブルを防ぐための大切なルールです。

01 届出の方法

以下の Google Form から、**出発する前に必ず申請**してください。

- 申請フォーム: <https://forms.gle/qcVKUKxKgJFkz2iN7>



02 申請に必要なもの

フォームに入力するときは、以下の情報や書類を準備してください。

- 出国日と帰国日: 日本を出る日と、日本に戻る日。
- 行き先: どの国へ行きますか?
- 滞在先の情報: 泊まる場所の住所や電話番号。
- e-ticket: 飛行機の予約がわかる書類のデータを添付してください。

03 注意点

(1) 「みなし再入国」

- ① 空港で出国するときは、必ず「再入国許可」のチェックを入れてください。
- ② 在留カードを忘れない

- 空港でカードを見せる必要があります。

- ③ 1年以内に戻る

- 日本を出てから1年以内に戻らないと、今の在留資格が消えてしまいます。
- 原則として、連続して3ヶ月以上授業に参加しないと、在留資格取り消しの対象となりますので、長期出国の場合は、必ず事前に大学に相談してください。

(2) 重要

- 大学に連絡せずに日本を出て、もしトラブルに巻き込まれたり、帰国が遅れたりすると、大学はあなたを助けることが難しくなります。
- 必ず出発前に海外渡航届のフォームを送ってください。

IX 生活のルールとマナー

I 【重要】自転車のマナーと罰則(2026年4月1日改正法対応)

【警告】自転車の取り締まりが劇的に厳格化されました

01 2026年4月1日より、改正道路交通法が施行

これまで「注意」で済んでいた違反に対しても、その場で「青切符(反則金制度)」が交付され、**多額の支払いが必要**になります。

留学生であっても「知らなかった」は通用しません。

(1) 青切符(反則金制度)の導入

- 16歳以上の運転者が対象です。
- 信号無視、一時不停止、通行区分違反(右側通行など)をした場合、警察官により反則金の支払いが命じられます。

(2) 「ながら運転」への厳罰化

- 走行中にスマートフォンを注視・操作する行為(ながら運転)は厳禁です。
- 事故を起こさなくても、手に持っているだけで検挙の対象となります。
- 刑事罰(赤切符)が科される場合があります。

(3) 酒気帯び運転の禁止

- 自転車の飲酒運転は重大な犯罪です。
- 「3年以下の懲役または50万円以下の罰金」が科されるほか、大学の退学処分や、在留資格の取り消し(強制送還)に直結します。

02 基本ルールの徹底

(1) 車道原則・左側通行

- 歩道は歩行者優先。
- 自転車は道路の左端を走行。

(2) 安全五則の遵守

- 交差点での信号遵守。
- 一時停止標識での完全停止。

(3) 夜間ライト点灯

- 自分自身の存在を知らせるため必須。

(4) 保険加入と防犯登録

- 埼玉県内では自転車保険への加入が義務付けられています。

2 自動車・バイクの運転に関する注意事項

日本での自動車・バイクの運転には、極めて高い社会的責任が伴います。事故を起こした場合、数千万円から数億円の損害賠償、および服役の可能性があります。

01 有効な免許証の保持

- 日本で有効な免許証(日本の免許証、または国際免許証等)を所持しないで運転することは「無免許運転」となります。
- 無免許運転は、即座に逮捕の対象となります。

02 任意保険への加入(必須)

- 強制保険(自賠責)だけでは、事故時の賠償を全くカバーできません。

- 運転する場合は、必ず「対人・対物無制限」の任意保険に加入しなければなりません。
- 日本で運転をする場合は、任意保険に加入していることの証明書を学生課に提示してください。

03 飲酒運転の絶対禁止

- 「少しだけなら」という考えは捨ててください。
- 運転者本人だけでなく、車を提供したひと、お酒を提供したひと、同乗したひとすべて等しく厳罰に処されます。

04 学内への入構と駐輪・駐車

(1) 入構許可：

- 車両通学を希望する場合は、必ず学生課で「入構許可証」の申請を行ってください。

(2) 指定場所への駐輪

- バイク・自転車は必ず指定された駐輪場に停めてください。
- 路上放置や近隣店舗への無断駐輪は、大学への苦情となり、嚴重処分の対象となります。

3 交通事故が発生した際の対応（緊急事態への対応）

日本では、交通事故（加害・被害を問いません）を起こした際、警察への報告は法律上の義務です。

その場では軽微に見えても、以下の手順を確実に実行してください。

01 直ちに警察（110番）へ通報する

- 自分や相手に怪我がないように見えても、必ずその場で警察を呼んでください。
- 警察による「交通事故証明書」がない限り、後の保険金請求や、後遺症が出た際の公的な補償は一切受けられません。
- その場での示談（当事者同士の約束）は絶対にしないでください。

02 負傷者の救護と安全確保

- 怪我人がいる場合は、直ちに119番（救急車）を要請してください。
- 二次被害を防ぐため、車両や自転車を安全な場所へ移動させてください。

03 相手方の情報の確認

- 相手の氏名、連絡先、車両番号、加入している保険会社を確認してください。

04 大学への速やかな報告

- 警察への対応が終わった後、直ちに学生課（048-564-3817）へ連絡してください。

- 事故の規模に関わらず、大学側で状況を把握し、必要なアドバイスや手続きのサポートを行います。

4 ゴミの出し方と近隣マナー

(1) ゴミの捨て方を間違えると、アパートの大家さんや近所の人から大学に苦情が来ます。

① 分別マナー

- 「燃えるゴミ」「燃えないゴミ」「プラスチック」「びん・缶・ペットボトル」など、細かく分けて捨ててください。

② 決まった日・場所・時間に出す

- 地域ごとにゴミを出す曜日が決まっています。
- 前の日の夜に出してはいけません。
- 当日の朝、8時までにお願いします。

(2) 騒音に注意

- 夜 10 時以降は、大きな声で話したり、音楽を大きくしたりしないでください。
- アパートの壁は薄いので、隣の人に迷惑がかかります。
- アパートの外では、もっと気をつけてください。

5 SNS の使い方とトラブル防止

インターネットや SNS (Facebook, Instagram, X, TikTok など) でのトラブルが増えています。

(1) 不適切な投稿

- 冗談のつもりでも、他人の悪口を書いたりしてはいけません。
- 相手の同意がない写真を投稿してはいけません。
- 個人名の掲載、個人を特定できる内容についても、同意がないものは投稿してはいけません。
- アルバイト先の厨房で不衛生な動画を撮ったりしてはいけません。
- 一生消えない記録になり、就職できなくなることもあります。

(2) 「闇バイト」に注意：

- SNS で「高収入」「荷物を受け取るだけ」という怪しい仕事の募集を見つけても、絶対に応募しないでください。
- それは犯罪（特殊詐欺など）です。
- 一度関わると、脅されてやめられなくなり、警察に逮捕されます。
- 逮捕されると、在留資格を失って、日本にいられなくなります。

(3) 個人情報

- 在留カードの写真や、自分の住所を SNS に載せないでください。
- 悪用される危険があります。

X おわりに:主人公はあなたです

このハンドブックには、たくさんのルールや手続きが書かれています。
厳しい内容に驚いたかもしれません。

しかし、これらのルールはすべて、皆さんが日本で誰よりも輝き、「人生を変える」ための守りです。

ルールを守ることは、自分の未来を守ることです。

ものづくり大学というプラットフォームの上で、どのように学び、どのような未来を描くかは、あなた次第です。

1 迷ったときの「3つの約束」

大学生活の中で、もし道に迷いそうになったら、この3つを思い出してください。

-
- 01 「自分の未来」をあきらめない。
NI 合格も、国家資格(技士補・IT パスポートなど)も、努力すれば必ず手に入ります。
-
- 02 「大学からのメッセージ」を逃さない。
LINE、留学生 Classroom、メールを毎日見ることが、トラブルを防ぐ一番の近道です。
-
- 03 「一人」で悩まない。
DM の先輩、教員、大学の職員が、いつもあなたのそばにいます。

2 緊急連絡先

事件や事故、病気などで困ったときは、すぐに連絡してください。

- 大学の窓口: 048-564-3817(学生課 直通)
- 警察: 110 番
- 救急車・火事: 119 番

3 このハンドブックのアップデートについて

このハンドブックは、「2026 年度版:第 1 版(First Edition)」です。

皆さんの大学生活がより良くなるように、新しい情報や便利なルールを付け加えて、これから「第 2 版」「第 3 版」とアップデートしていく予定です。

01 最新版の確認

常に最新の情報は「留学生 Google Classroom」にアップロードされます。

2026 年度の初めに配布されたものと内容が違う場合は、留学生 Classroom にある最新の PDF データを確認してください。

02 皆さんの声を聞かせてください

「ここがわかりにくい」「こんな情報がほしい」という意見があれば、いつでも学生課へ教えてください。

このハンドブックも、皆さんと一緒に成長していきます。

ものづくり大学 2026年度 留学生ハンドブック(第1版)

発行日:2026年4月1日

発行:ものづくり大学 学生課 学生支援・国際交流係